

# 大阪都構想の対案

## 大都市圏共同体の構想と総合区の活用

大阪経済法科大学 法学部

西脇邦雄

# プロフィール

- 2007年大阪大学人間科学博士前期課程修了
- 1995～2011年大阪府議会議員4期
- 「共生介護、自立支援型福祉への転換」
- 「ICT活用による行政改革—電子府庁」
- 「大阪にスポーツ文化を—JGREEN堺の創設」
- 2015年大阪経済法科大学法学部教授就任～現在
- 2017年同 地域総合研究所所長代理就任
- 政治学会、行政学会、自治体学会、日本自治学会

# 著書の紹介

- 二重行政、二重監督廃止-戦前から大都市は府県からの独立を求め争ってきた
- 第2章 戦後4回目の都構想  
太田知事時代の新都機構  
注目されなかった平松市長の地域主権確立宣言
- 第3章 二重行政解消の方向性
- 第4章 フランスの大都市圏共同体の構想
- 第5章 総合区による都市内分権
- 第6章 大阪市廃止、新たな4区に分割の問題点

## 「大阪維新の会」による大阪都・特別区の区割り案



(5/22毎日新聞掲載)

# 住民投票から現在

- 2010年9月おおさか維新の会旗揚げ **都構想20区で(当初)**
- 2011年11月知事、市長ダブル選挙で橋下市長、松井知事が誕生
- 2014年9月**大都市地域特別区設置法**が超党派の議員立法で成立
- 2014年地方自治法改正「**府県調整会議と総合区**」の法改正
- 西尾勝地方制度調査会会長の対案
- 2015年5月**大阪市住民投票**で敗北、橋下市長が退陣表明
- 2015年11月知事市長ダブル選挙
- 2018年4月 再度、大阪都構想の案を提案—**5区案から4区案**に
- 2018年10月任期中の住民投票は困難と松井知事が表明
- 2018年12月公明との裏合意文書を公開。法定協議会で対立激化。

# 大都市の独立と府県の抵抗

## 第1次特別市制定運動

- 1943年東京市を廃止して**東京都が成立**
- 1945年11月5日大市「**府県から独立した特別市制定**」要望書
- 同年12月地方制度調査会の答申「人口50万人以上、府県税+市税＝特別市税、府県の区域外、公選市長、区長公選」
- 1947年地方自治法256条に**特別市が明記**
- 憲法95条の住民投票の範囲をめぐる攻防
- **五大府県の反対運動** GHQチルトンの見解
- 1947年7月政府見解「五大市の市民対象→府県の選挙人」

# 第2次特別市制定運動

- 1949年シャウプ勧告
- 1950～51年神戸委員会が3回の勧告
- **第2次特別市制定運動**
- 1951年10月五大市**特別市制定理由書**「大都市行政の二重行政二重監督の解消」「行政の簡素化、市民負担軽減」
- 五大府県**特別市制反対理由書**「二重行政二重監督は改善」「残存府県は財源を欠乏」「人体から心臓を抜き取る、饅頭からあんを抜き取る事に等しい」
- 1956年9月妥協の産物**特別市の規定を条文から削除**  
**政令指定都市 大都市特例18事務が移譲**

# 大都市特例18事務

- 1 児童福祉
- 2 民生委員
- 3 身体障害者福祉
- 4 生活保護
- 5 行路人の扱い
- 6 母子福祉貸付
- 7 伝染病予防
- 8 トラホーム寄生虫

# 大都市特例18事務

- 9食品衛生
- 10墓地埋葬
- 11興行場、旅館、公衆浴場
- 12結核予防
- 13都市計画
- 14土地区画整理
- 15屋外広告物規制
- 16建築基準行政
- 17指定都市の設置する小中高の教科書展示会
- 18指定都市の設置する学校の給食

# 大阪府と大阪市の論争の歴史

1953年中井光次市長vs

赤間大阪府知事「**大阪産業都の決議**」

- 1897年(明治30)第1次市域拡張4区制人口75万8千人
- 1925年(大正14)第2次市域拡張西成郡東成郡44町村合併
- 人口211万人東京市を抜き全国1位「**大大阪の時代**」
- 戦中戦後第3次市域拡張～堺市、池田市、尼崎市、奈良県境までの**大大阪市構想**があった！
- 1953赤間文三知事「**大阪産業都の決議**」で反対
- 1955年北河内郡1町中河内郡4町1村(長吉瓜破矢田加美巽)

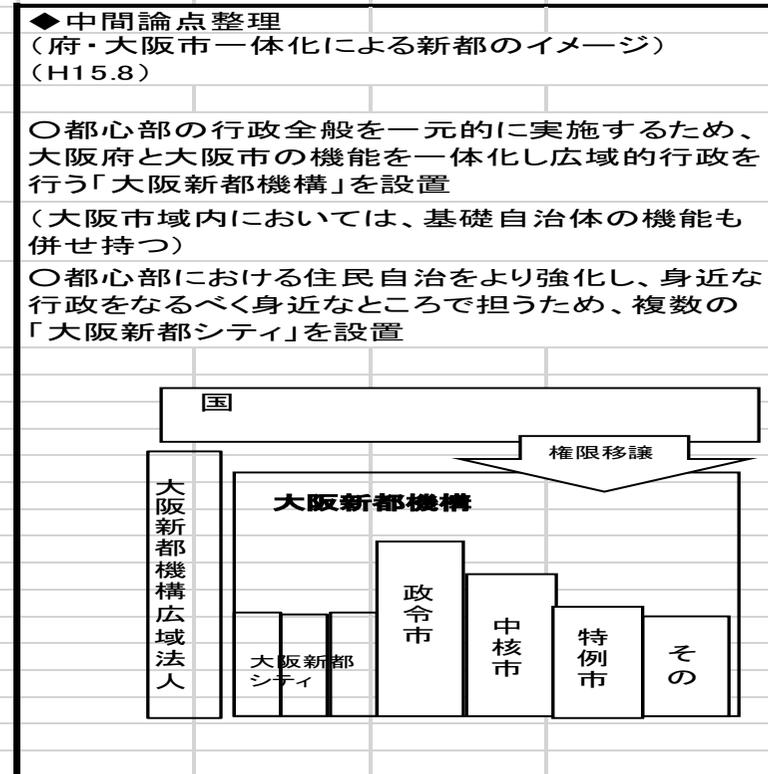
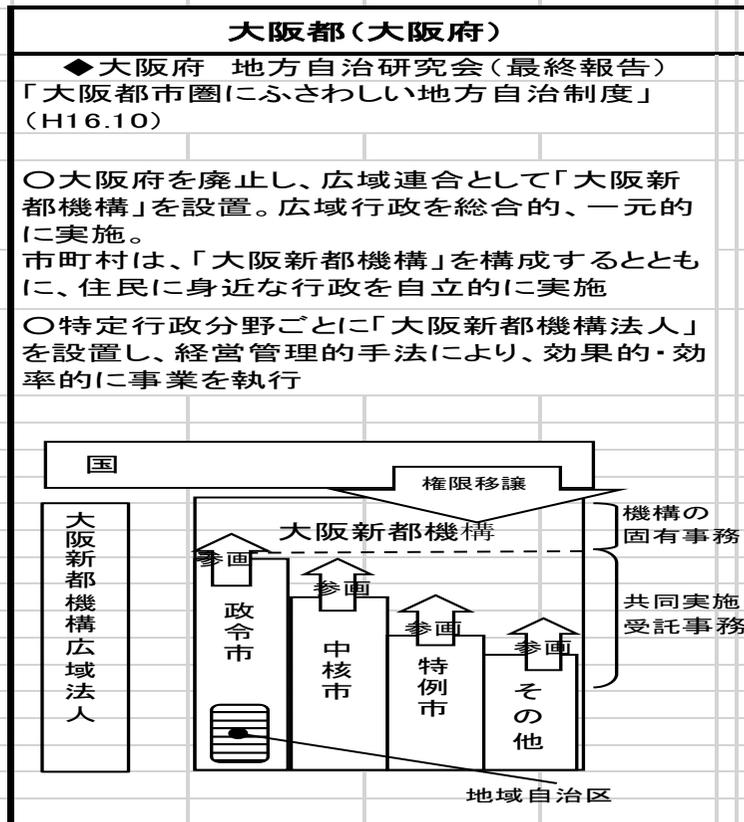
# 1969年 左藤大阪府知事「大阪府20区構想」 vs中馬大阪市長「大大阪市構想」

- 1969左藤大阪府知事「大阪府20区構想」「内野外野」
- 中馬大阪市長「大大阪市構想」(著者のネーミング)
- [第13次地方制度調査会](#)での発言要旨
- 25年後の大阪はいかにあるべきかという長期計画をたてた。その構想としては、20キロ圏内を大阪市に合併。これは府域を越え、芦屋市・西宮市・伊丹市、大阪府下で池田市・箕面市・寝屋川市、ずっと南の方にまいりまして藤井寺市、高石市、そして隣接都市の10市と尼崎市、以上19市をもって大阪の将来の市域というふうに総合計画を立てている。
- さし当たって、隣接10市の一体化が適当ではないか。

# 2004年 太田大阪府知事vs磯村大阪市長

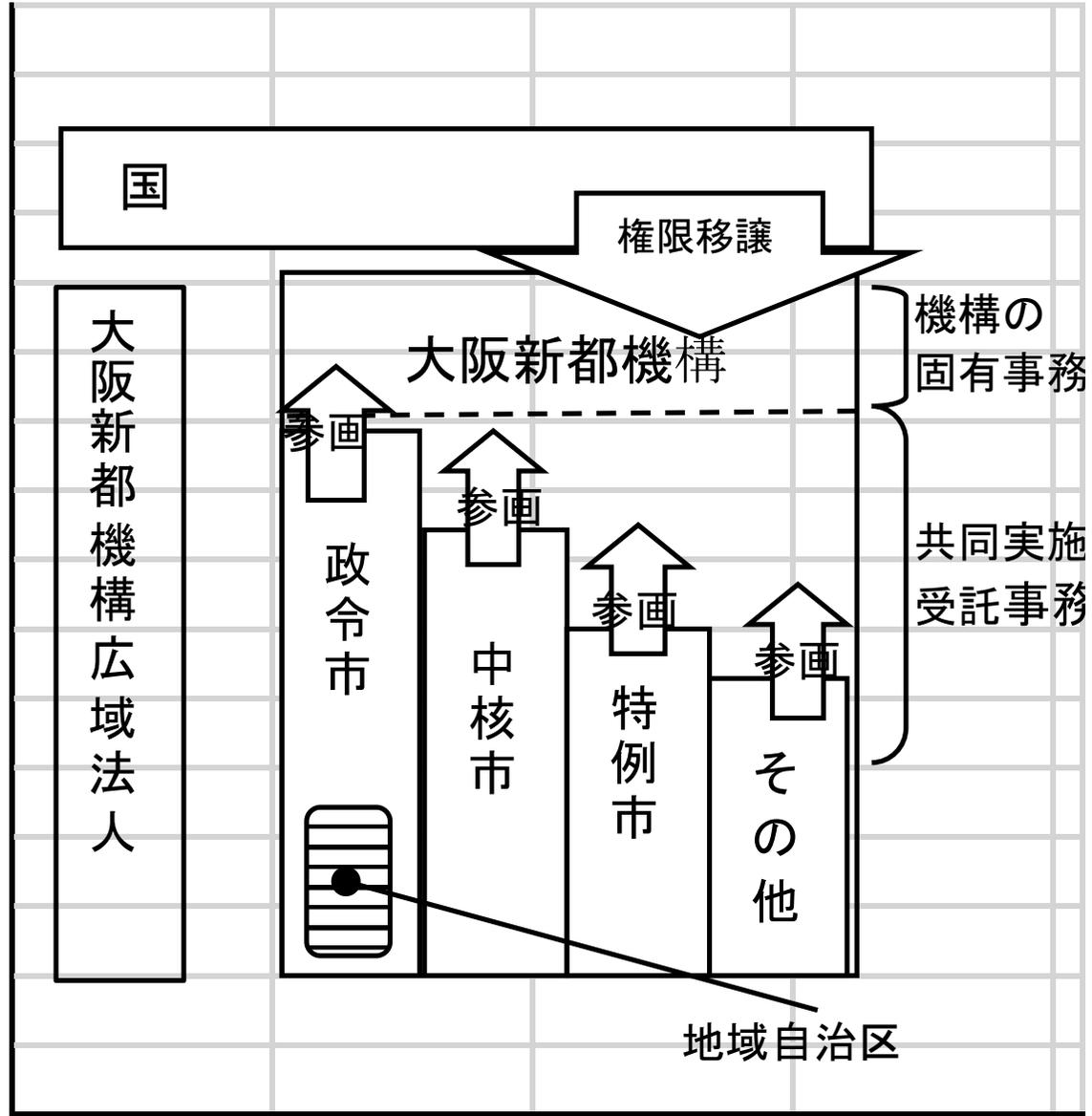
## 「大阪新都機構」vs「スーパー政令指定都市」

### ◎主な大都市制度の構想



# 大阪新都機構について

現行の大阪府を廃止し、新しいタイプの  
の広域連合  
大阪新都機構を設置する！



# 大阪新都機構

- **固有事務**—新都総合計画、環境基準、広域防災、危機管理、都市基盤整備、産業政策、警察、市町村計画の総合調整
- **共同実施事務**—**広域連合**として実施、法人認可、土地取引、
- **受託事務**—中核市並み権限を移譲するが体制が整わない市町村を補完
- 課税権と公債発行権、公選首長、議会、評議員会
- 新都広域法人—大学、病院、港湾、鉄道

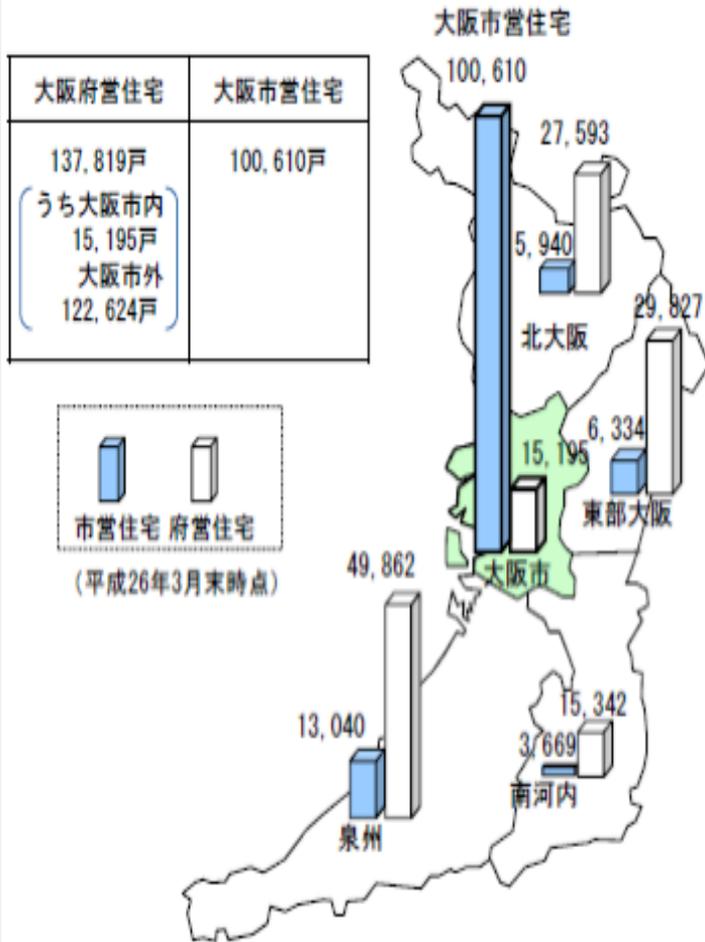
# 2011年橋下大阪府知事「**大阪都構想**」 vs平松大阪市長「**大阪都市州、特別自治市**」

- 注目されなかった平松市長の地域主権確立宣言（別ファイル）
- 二重行政解消へ**類似施設の運営柔軟に対応**
- 府立病院、図書館、ドーンセンター、消防学校
- 「**大阪市域で完結するもの**」
- 市内府営住宅を大阪市へ移譲
- 商店街振興
- 小中学校に対する包括的な権限
- 毒薬劇薬部物の処理

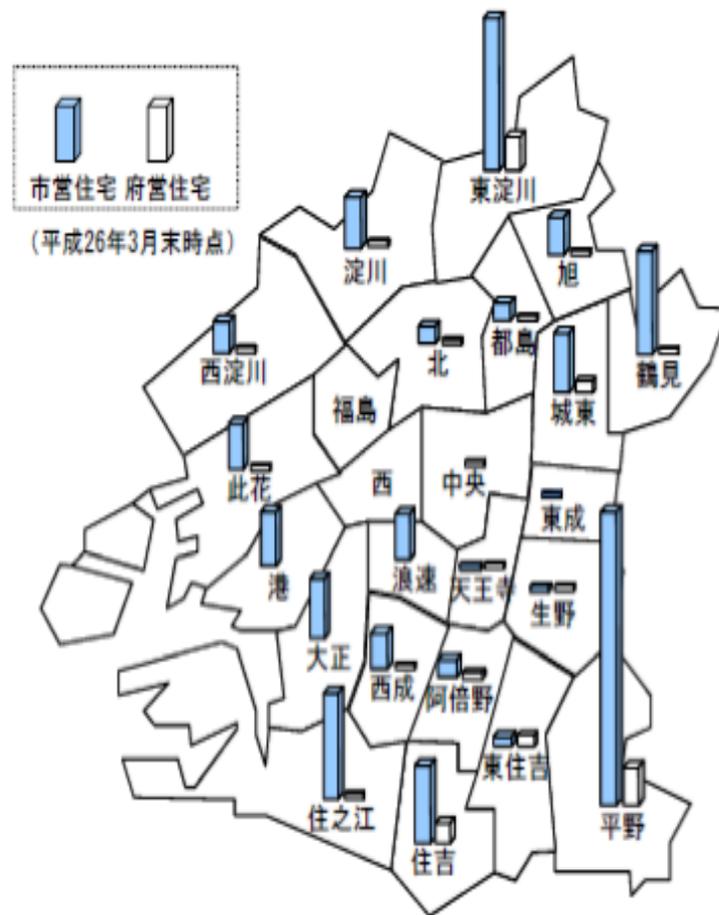
# 1. 大阪市内の公営住宅等ストックの状況

- ・府営住宅は、府下全域で137,819戸あり、そのうち15,195戸（11.0%）が大阪市内にある。大阪市営住宅は100,610戸であり、大阪市内では市営住宅が大半を占める。一方、大阪市内では、府営住宅の占める割合が高い。
- ・大阪市内にある府営住宅・市営住宅はともに、都心部以外の大阪市内の周辺区に多く、大規模団地を形成しているところもある。

【府市町営住宅の管理戸数】



【行政区別府営住宅・市営住宅の管理戸数】



計2015年8月より大阪市内の府営住宅を大阪市へ移管  
12311戸

# 二重行政の解消の方向性

## 府県政令市調整会議の法制化

- 2014年地方自治法改正に維新も賛成
- 首長と議会代表者で構成、紛争処理委員会
- 第4次分権一括法25項目の移譲を決定
- 2017年教職員給与費負担、学級編成権、
- 教員定数
- 病院開設権（建築、消防＋許可）
- 都市計画マスタープラン（線引き＋計画）
- 府県税2%も移譲

# 府県政令市調整会議 ＝副首都推進会議

- 2015年12月28日大阪府、市で副首都推進会議として設置
- 二重行政解消-研究機関、大学統合、万博、IRなどが中心
- 政令市への移譲の議論はない
- 府内市町村水道事業の持続可能性は注目レポート

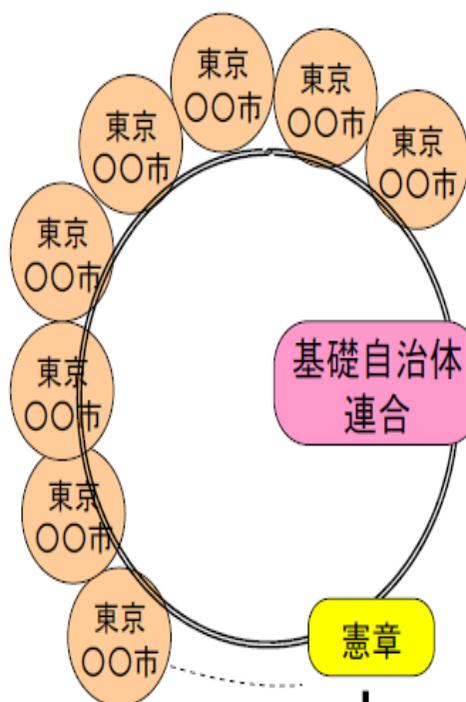
# 地方公共団体の主な役割分担の現状

## 地方自治の入れ子構造 総務省の資料

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
<b>道府県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
<b>指定都市</b>	<b>大阪市が担っている事務の範囲</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>動物取扱業の登録</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分に関する都市計画決定</li> <li>指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	
<b>中核市</b>	<b>特別区の事務権限を中核市並みにするとした時の事務の範囲</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の設置</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	
<b>特例市</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>介護サービス事業者の指定</li> <li>身体障害者手帳交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
<b>市町村</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの設置</li> <li>健康増進事業の実施</li> <li>定期の予防接種の実施</li> <li>結核に係る健康診断</li> <li>埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の設置・運営</li> <li>生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>養護老人ホームの設置・運営</li> <li>障害者自立支援給付</li> <li>介護保険事業</li> <li>国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の設置管理</li> <li>幼稚園の設置・運営</li> <li>県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の収集や処理</li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>	<b>東京都が特別区の存する区域において処理する市町村事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道の整備・管理・運営</li> <li>都市計画決定(上下水道等関係)</li> <li>都市計画決定(上下水道等以外)</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防・救急活動</li> <li>災害の予防・警戒・防除等</li> <li>(その他)</li> <li>戸籍・住基</li> </ul>

## <東京大都市地域における「基礎自治体連合」のモデル(イメージ図)>

※(財)特別区協議会 第二次特別区制度調査会報告(H19.12)



### 東京大都市地域における「基礎自治体連合」のモデル

- ・すべての「東京〇〇市」で構成する
- ・議会を置き、議員は「東京〇〇市」長が兼ねる
- ・議会は条例制定権、予算議決権を有する
- ・連合の長は「基礎自治体連合」の議員の中から選任する
- ・必要に応じ外部の意見を聞くための第三者機関を置くことができる
- ・都から引き継ぐ事務のうち「対等・協力」関係で処理する必要がある事務を処理する
- ・「東京〇〇市」間の水平的な財政調整事務を処理する  
※共有税方式又は分賦金方式が考えられる
- ・住民参加の仕組みをもつ
- ・連合の議会における会議及び会議録の公開や、公聴人・参考人制度を活用する
- ・「基礎自治体連合」の事務的経費は、「東京〇〇市」が負担する

- ・憲章は基礎自治体間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する
- ・「基礎自治体連合」は「対等・協力」の具体的な内容（事務配分、徴税、財政調整など）を憲章に定める

# 大阪府の例

政令市：大阪市(24区)堺市(7区)

中核市：高槻市、東大阪市、豊中市  
2012、枚方市2014、八尾市2018

吹田市(検討中)寝屋川市2019、

岸和田市(見送り)茨木市(特例市)

一般市：池田市、箕面市など22市

町 村：豊能町、千早赤阪村など10町  
村

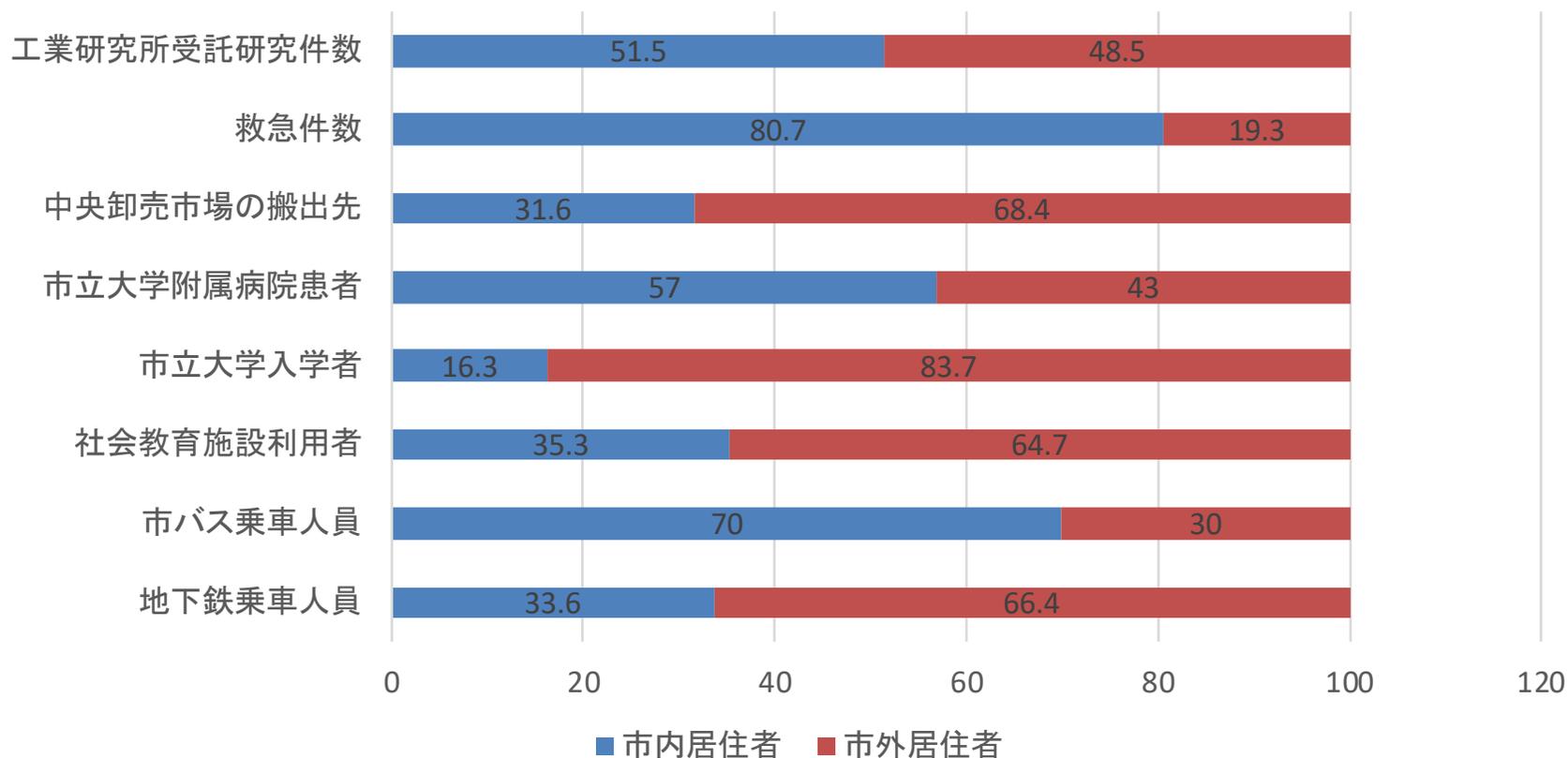
中核市：20万人以上に緩和

# 母都市としての役割を果たす大阪市

大阪市は高度な都市機能の集積により、広範な通勤圏を持ち大都市圏の母都市として重要な役割を果たしています

(2006年H18.4 大阪市財政局)

各種施設等利用者に占める市外居住者の割合



# 大阪市の母都市機能

	施設等利用者に占める市外居住者の割合 (%)		2011年度決算見込額
	市内居住者	市外居住者	
地下鉄事業乗車人員 (2000年調査)	33.6	66.4	104億円
社会教育施設利用者 (2011年調査)	33.6	66.4	80億円
大阪市立大学入学者 (2011年度)	16.8	83.2	118億円
大阪市立大学附属病院患者 (2011年調査)	56.3	43.7	22億円
救急件数 (2011年調査)	85.6	14.4	53億円
中央卸売市場拋出先 (2011年調査)	32.6	67.4	46億円

# 大都市圏共同体—母都市の力を周辺市に

- **八尾市松原市と大阪市によるゴミの共同処理**
- 八尾工場広域化、森ノ宮廃止、大正、住之江停止
- 9→6工場体制—減量化94万t(ピーク217万t)
- 余力を周辺都市のゴミ処理に活用
- **日本版ポートオーソリティ**
- 埠頭公社の民営化**阪神港湾埠頭株式会社**に統合
- 大阪湾全体を見た港湾行政→堺泉北港、大阪港の**共同管理** 大阪市は反対で否決

# フランスの重層構造

フランスの重層行政構造

行政区分	数						
州	16	州の統合で、2015年に従来の26から16になった。					
県	101	<p>県知事は官選で、地方において国を代表する。</p> <p>(州の下に選挙区分として群とカントンがあるが、行政区分ではない)</p> <p>① 群=329 ②カントン=4039</p>					
広域行政連合(あるいは広域自治体連合体)	1283	<p>以下の種類に分けられる</p> <p>①大都市圏共同体=21 (Métropole)</p> <p>②都市圏共同体=11 (Communauté urbaine)</p> <p>③自治体集落共同体=222 (Communauté d'agglomération)</p> <p>④村落共同体=1009 (Communauté de Communes)</p>					
コミューン	35357	<p>最小の行政単位。若干のコミューン統合が進み、36600から減少した。</p> <p>どんなに小さい権限でも、首長選挙、議会機能がある。</p>					

# フランスの大都市圏共同体

- 人口50万人を超える**広域連合メトロポール**
- 2010年改革法—2014年40万人に緩和
- ストラスブール、リヨン、マルセイユ、ボルドー、ニースなど**21のメトロポール**
- 近隣自治体で広域連合を形成、コミュニケーション代表の評議会が経済政策、都市計画、交通政策を決定。**課税権、地方債発行権。**
- 地方4税に標準税率はあるが制限税率はない。**ゴミ、水道、消防、交通共同サービス**

# 注目されるべき関西広域連合

- 分権型道州制のモデル作り
- 2010年神奈川県松沢知事との会談
- 「神奈川県は横浜、川崎の政令市に相模原も政令市になる」「県の役割は、警察、高度医療、大学、産業政策に特化」「首都圏連合が必要—Nox規制、利根川の水質浄化など一つの県ではできない課題に対応する時代」
- 分担金方式、府県議会の代表の割り当て

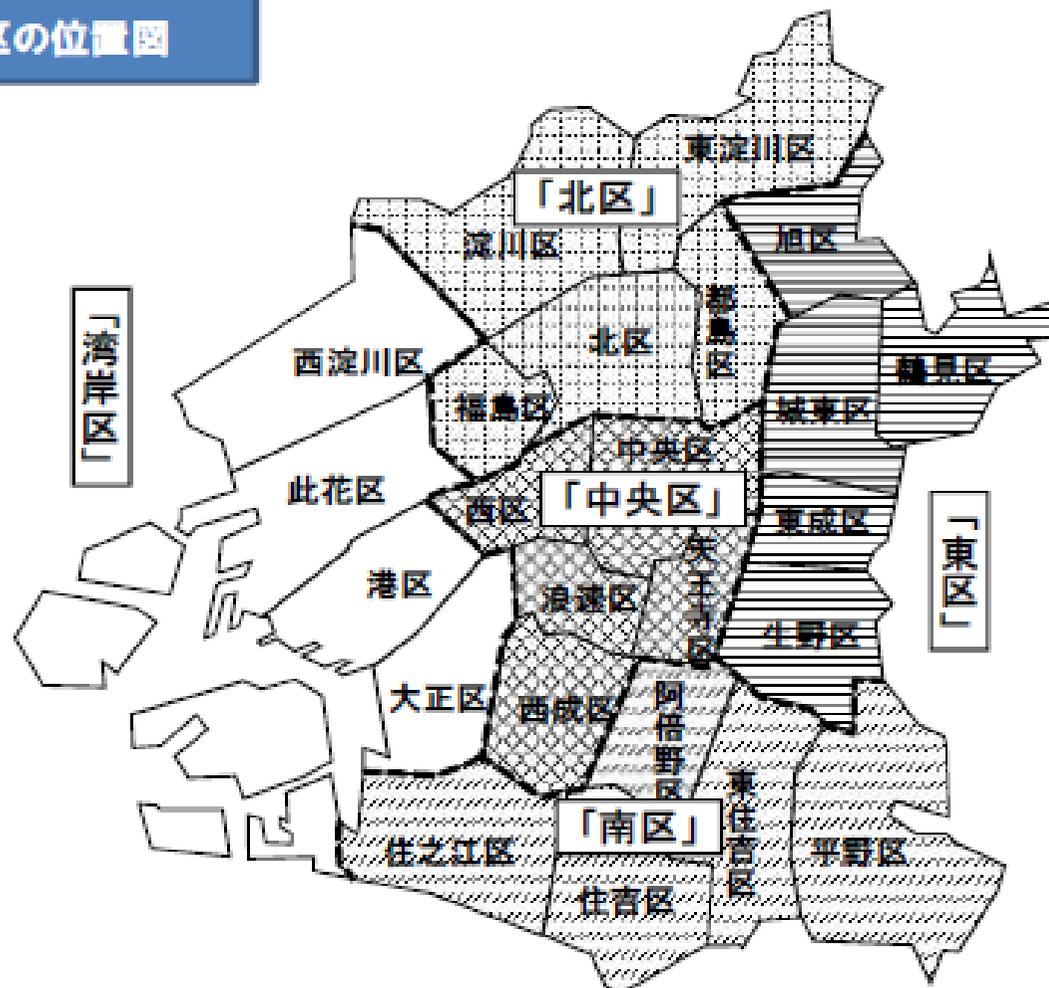
本当に大阪市の廃止で  
いいですか？

いま政令市は全国で20になり  
ました

政令市の権限、財源を返上して  
マイナスはないのでしょうか？

2015年住民投票で否決された特別区5区案

特別区の位置図

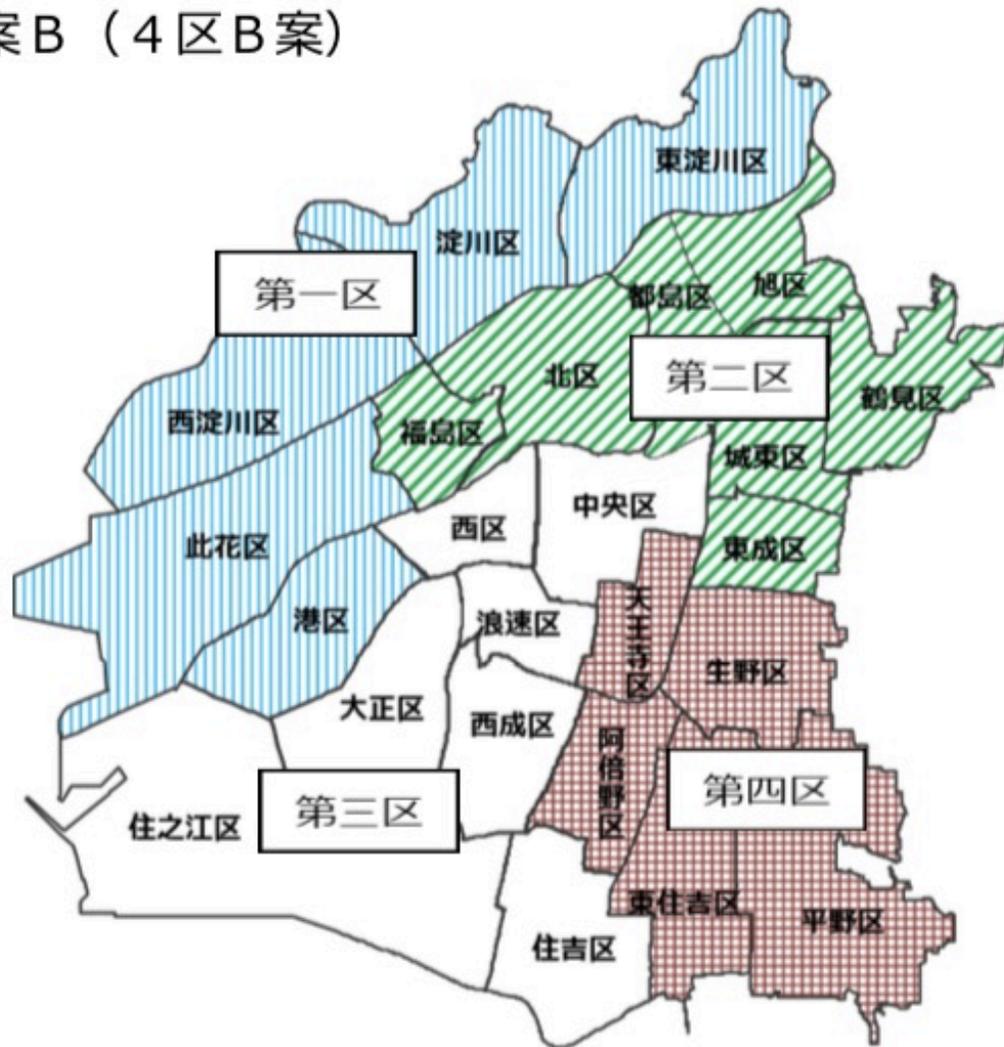


特別区	構成する現在の行政区	頁
「北区」	都島区・北区・淀川区・東淀川区・福島区	1
「湾岸区」	此花区・港区・大正区・西淀川区・咲洲・南港地域(※)	15
「東区」	城東区・東成区・生野区・旭区・鶴見区	29
「南区」	平野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・住之江区(咲洲・南港地域除く)	43
「中央区」	西成区・中央区・西区・天王寺区・浪速区	57

咲洲・南港地域：住之江区南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目、南港南1～7丁目の区域

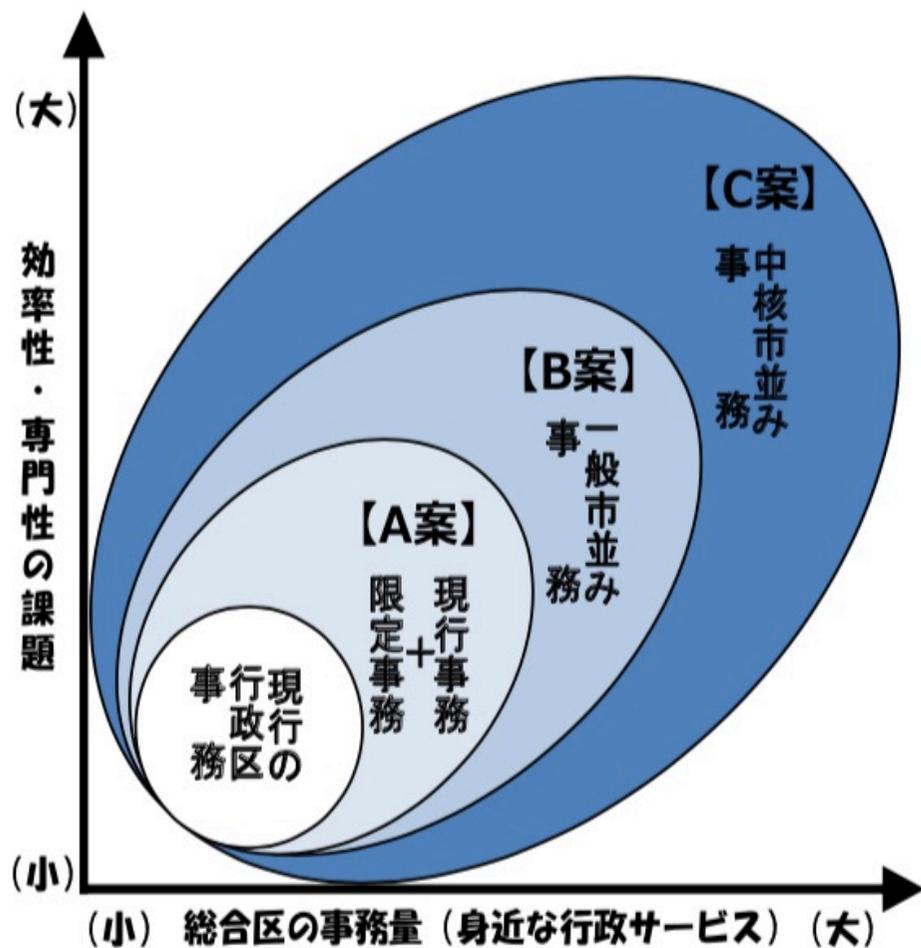
今回提案されている4区案

### 試案B（4区B案）

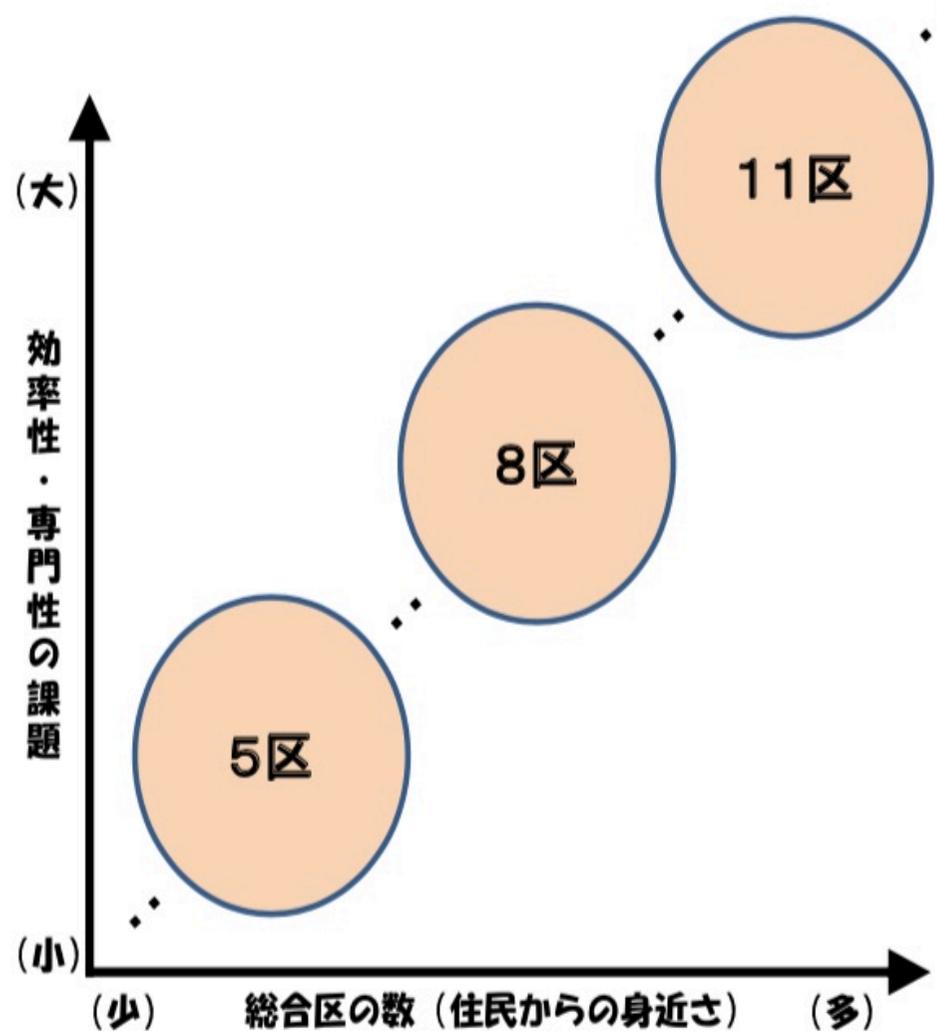


各特別区の区域	
第一区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区
第二区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区
第三区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区
第四区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区

総合区の事務レベルとの関係



総合区の区数との関係



# まちづくりの事業は大阪府と 4つの特別区に分散（小西客員教授）

交付金の財源	都市計画税 551億円、事業所税268億円（H27年度決算）
特別区と大阪府の配分算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市の過去の事業実績を勘案し、配分割合は、特別区54%、大阪府46%とする（過去3年間の平均値）</li> <li>・ 特別区設置の日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整</li> </ul>
各特別区への配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口及び面積といった客観的指標で配分</li> <li>・ 既存事業に係る財政負担に配慮（既に着手済みの連続立体交差・区画整理事業等）</li> </ul>
交付金の使途	地方税法に定める都市計画税及び事業所税の使途とする

将来に向かって機動的対応が可能か？

## （2）目的税二税の充当事業を特別区と大阪府に配分（H27年度決算ベース試算）

	配分先	充当事業	充当額
都市計画税	特別区	街路・再開発・区画整理・都市公園	285億円
	大阪府	街路・都市公園・下水道・高速道路	266億円
事業所税	特別区	河川・橋りょう・スポーツ施設・公園・廃棄物処理施設・社会福祉施設・児童福祉施設・学校施設・社会教育施設・高速鉄道(地下鉄エレベーター設置補助等)	112億円
	大阪府	橋りょう・文化推進施策・スポーツ施設・公園・下水道	156億円

# 大阪市の廃止・特別区設置で 自主財源はどうなる？

現行の**大阪市** (政令指定都市)



## 市税 6,601億円

- 個人市民税 1,422億円
- 市たばこ税 312億円
- 軽自動車税 13億円
- 固定資産税 2,715億円
- 法人市民税 1,319億円
- 都市計画税 551億円
- 事業所税 268億円

**大阪 特別区**の合計



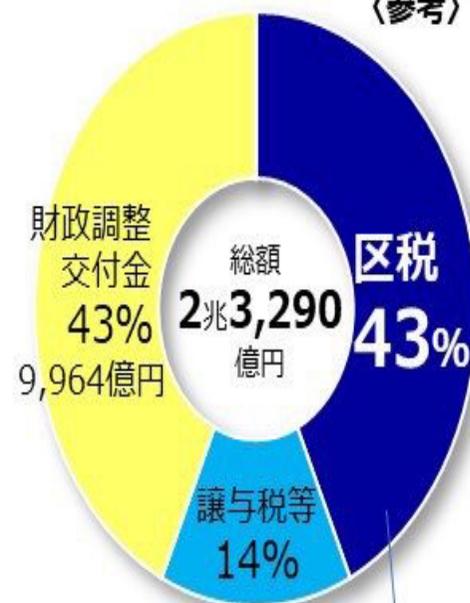
## 特別区税

1,748億円

- 個人区民税 1,422億円
- 区たばこ税 312億円
- 軽自動車税 13億円

市税の **1/4** に激減!

**東京 特別区**の合計 (参考)



## 特別区税

1兆83億円

- 個人区民税 9,207億円
- 区たばこ税 840億円
- 軽自動車税 29億円
- ほか

※特別区素案では、特別区税+譲与税等を自主財源としています。

※特別区素案（新たな都構想の案）における【特別区の歳入】を基準に作成。平成27年度決算ベース。端数処理のため、合計が一致しないことがあります。  
平成30年2月14日 大都市・税財政制度特別委員会 自民党・市民クラブ大阪市会議員団提示パネル

# 特別区設置のコスト311~558億円

## ◆ 試案B（4区B案）

（単位：億円）

項 目		建設案	賃借案
イニシャルコスト	システム改修経費	182	
	庁舎整備経費	356<359>	109
	庁舎等改修経費	88	88
	新庁舎建設経費	247<250>	0
	民間ビル賃借保証金	21	21
	移転経費	5	
	一時保護所建設経費	6	
	その他経費	9	
合 計	558<561>	311	
ランニングコスト	システム運用経費	32	
	民間ビル賃借料	2	15
	新庁舎維持管理等経費	6	0
	各特別区に新たに必要となる経費	1	
	合 計	41	48

※再試算の結果、端数処理の範囲内での変動に止まり、総括表の表記上では変更が生じていないものがある

# 専門職が全く足りない！省庁の警告 —合併の逆はコスト増加—

文化財保護課全国平均以下になる—文科省

大阪市38人 $\div$ 5=7.6人しかいない

- ・政令市22人中核市11人平均

区ごとの教育委員会で免許更新講習可能か？

教職員の採用や異動—広域対応が必要

区画整理、再開発、大店立地法、区営住宅

# 大量のインフラの更新に 母都市の力が必要

- 大阪市含む大阪広域水道企業団に一元化が必要
- 小さい市は一技術者の不補充、設備更新の財源なし
- 迫る耐震化、水道管の設備大量更新、使用量の減少
- 大阪市の公共インフラの大量更新の必要性(大阪市HP)
- 1970年代の公共施設が耐用年数を迎える(2014年時点のデータ)
- 2024年に更新が必要な公共施設
- 水道管64% 橋梁26% 下水道58% 河川護岸25% 岸壁53%

# 府域水道の現状

## 1. 大阪の管路の状況

### 地震による水道施設への被害

- 今年6月の大阪北部地震は、府北部エリアで最大約9.4万世帯が断減水。
- 南海トラフ地震の発生確率は今後30年で70~80%と試算されており、水道施設の耐震化は急務。

#### ◆大阪北部地震

〈口径900mm〉



6m直管。表下方向に対して2-3時方向

出典元：2018.7.23 土木工学地震工学委員会  
大阪北部の地震におけるライフラインの被害  
(神戸大学頼田准教授資料より抜粋)

〈水道被害〉

高槻市	最大19.4万人 (8.6万戸)
箕面市	最大2万人 (0.8万戸)
吹田市	30戸

〈断水の推移〉

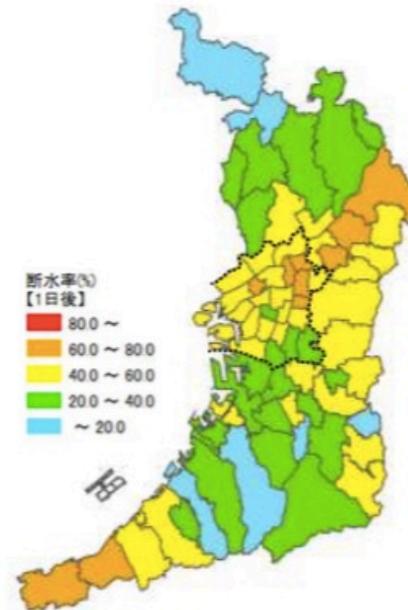
地震1日後に断減水解消

出典元：内閣府公表資料(2018.7.5)

#### ◆南海トラフ巨大地震※【2013年大阪府予測】

※南海トラフ地震のうち、想定される最大規模(M9.0~9.1)の地震

〈大阪府域断水率〉



断水率(%)  
【1日後】

- 80% ~
- 60% ~ 80%
- 40% ~ 60%
- 20% ~ 40%
- ~ 20%

〈水道被害〉

断水人口	約400万人
初期断水率※	45.2%

※発災1日後

〈断水の推移〉

	断水率
被災1日後	45.2%
被災1週間後	40.6%
被災1か月後	14.3%
被災約40日後	1.1%

出典元：第5回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(2014.1.24)資料-1」

#### ◆東日本大震災

〈口径2400mm〉



出典元：平成23年(2011年)東日本大震災水道被害等現地調査団報告書(厚生労働省及び日本水道協会)」

〈水道被害〉

総断水戸数	256.7万戸 (19都道県)
断水率	14.8% ※宮城、福島、茨城では60%以上

〈断水の推移〉

地震後1週間	57% 復旧
地震後3週間	90% 復旧
最長断水期間は7カ月	

出典元：東日本大震災 水道施設被害状況調査 最終報告書(厚生労働省とりまとめ)」

## 府内市町村管路の老朽化の状況

- 府内市町村の全ての「老朽管率」（耐用年数40年を超える管路）は29.7%（7,155km）に達し、全国平均15.1%の約2倍。

<参考>

- 一般に管路の課題が指摘される場合、老朽管率を使うことが多いが、大阪は、管路を含めた水道設備の整備が他都市より早いという経緯もあり「老朽化」が早く到来するという特徴がある。
- また、老朽管率とは「法定耐用年数の40年を超える管路の率」であるが、管路種別によっては寿命が100年を超えるものもある。さらに、震災時の管路破裂リスクは地盤など地勢要因が大きく、管路の持続可能性を示す指標として、老朽化のみで判断することは適切ではない。

府内市町村の全配水管延長と耐用年数超過

	導送配水管延長	耐用年数超過管路	老朽管率
	km	km	%
大阪	24,089	7,155	29.7
東京	29,020	3,935	13.6
神奈川	26,119	5,967	22.8
愛知	40,450	6,469	16.0
兵庫	27,572	4,207	15.3
全国平均			15.1

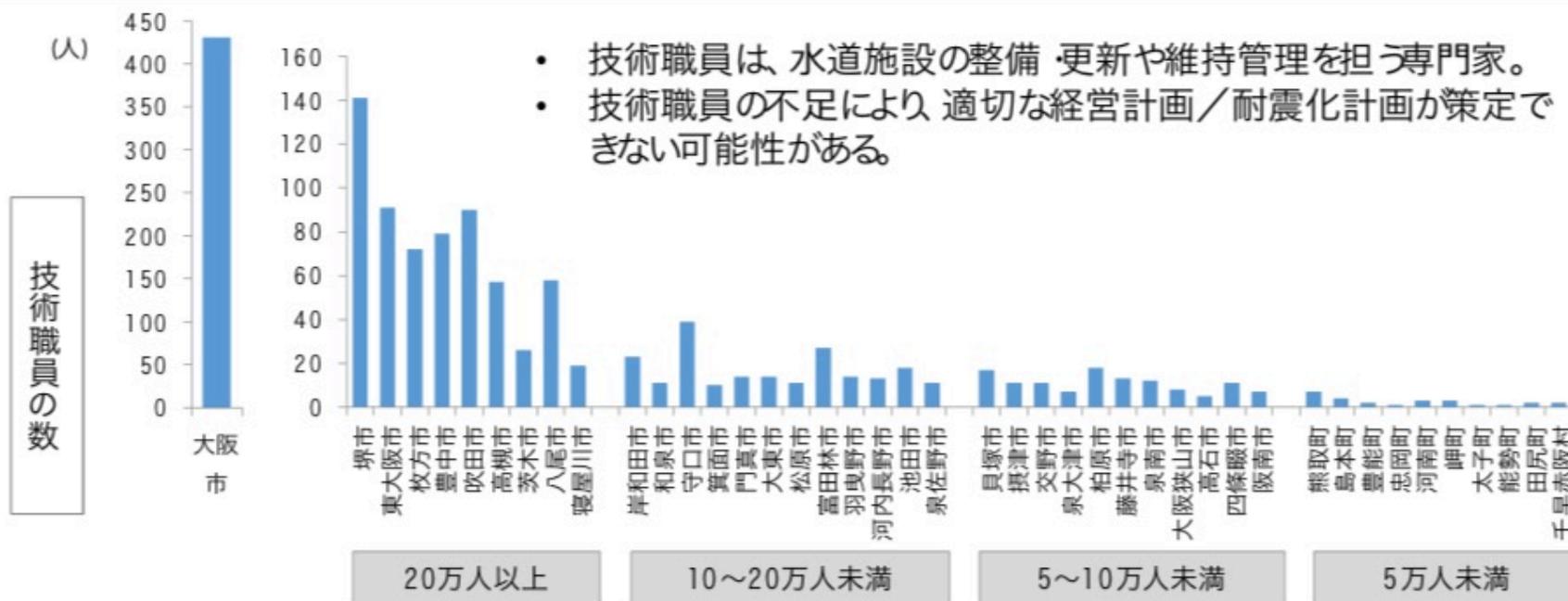
※上記数値には企業団営事業分も含む



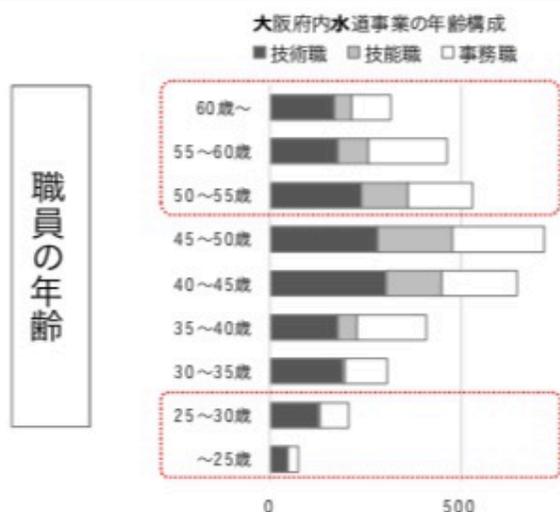
出典：総務省 地方公営企業年鑑（2016年）

### 3. 技術職員の状況

#### 技術職員数の格差



出典：大阪府の水道の現況 (2016年)



←50歳以上が35.7% (技術職のみ：34.1%)

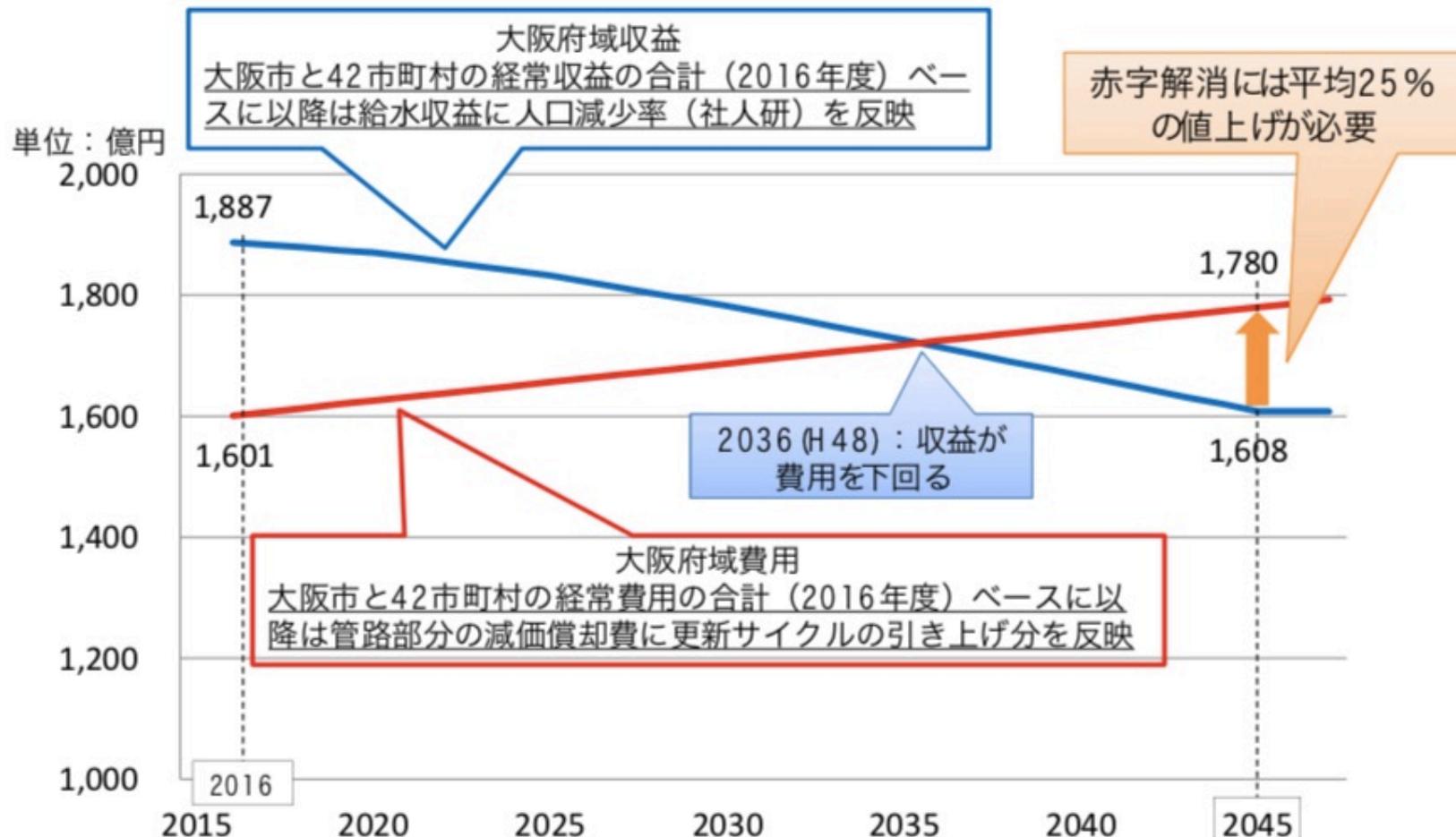
#### 給水事業者の職員の平均年齢

	大阪	神奈川	愛知	兵庫
県庁所在地政令市	46歳	47歳	43歳	48歳
その他の市の平均	47歳	42歳	44歳	46歳

出典：(年齢構成) 大阪府の水道の現況 (2016年)  
(平均年齢) 地方公営企業年鑑 (2016年)

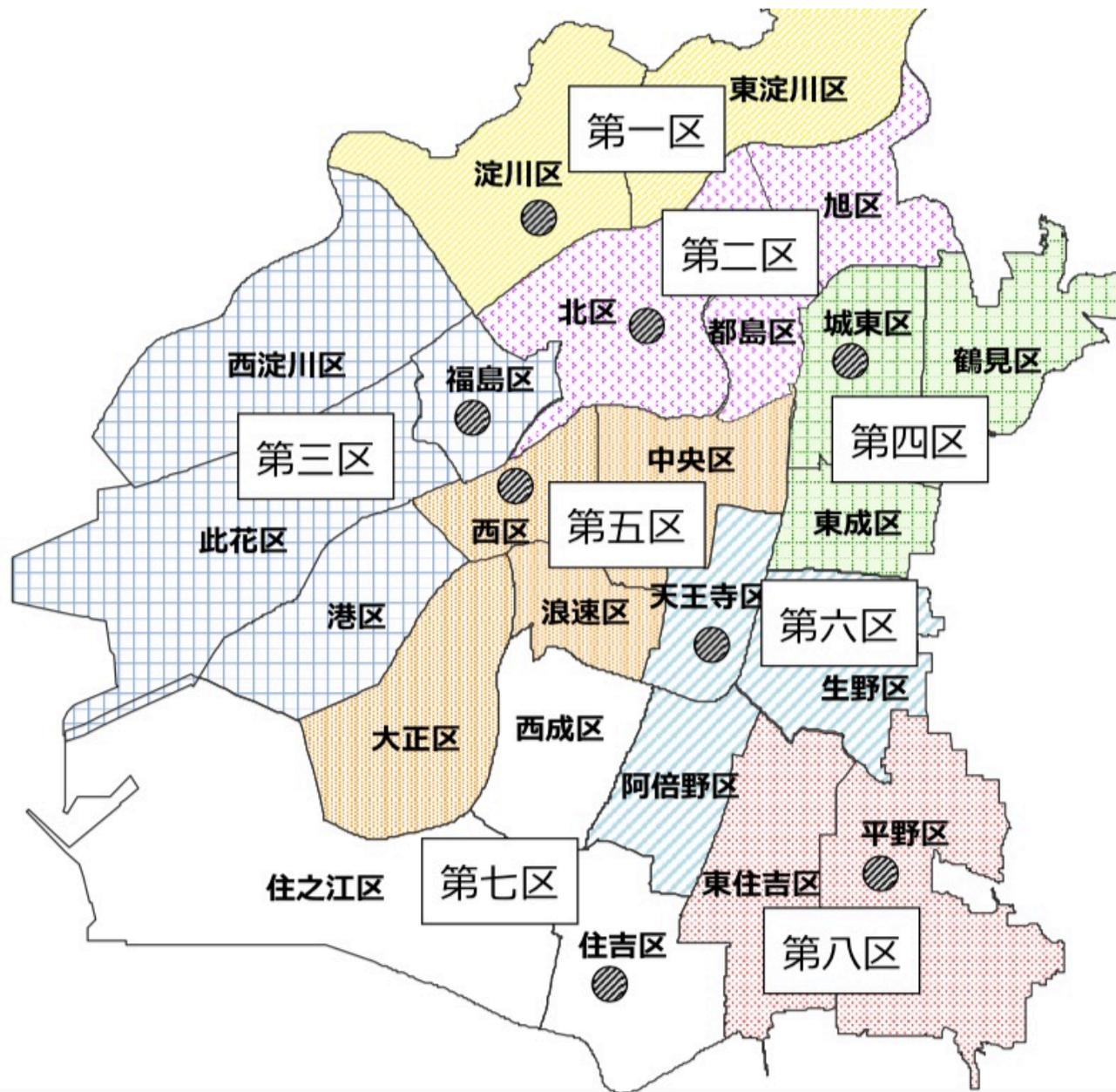
# 平均25%最大2.6倍値上げ？

- 水需要の減少により収益が落ち込む中、老朽管対策の推進による費用の増が見込まれる
- このままでは、2045年には、ほとんどの団体が赤字となり この赤字を回避するには赤字団体平均で25%程度、最大2.6倍の料金値上げが必要となる

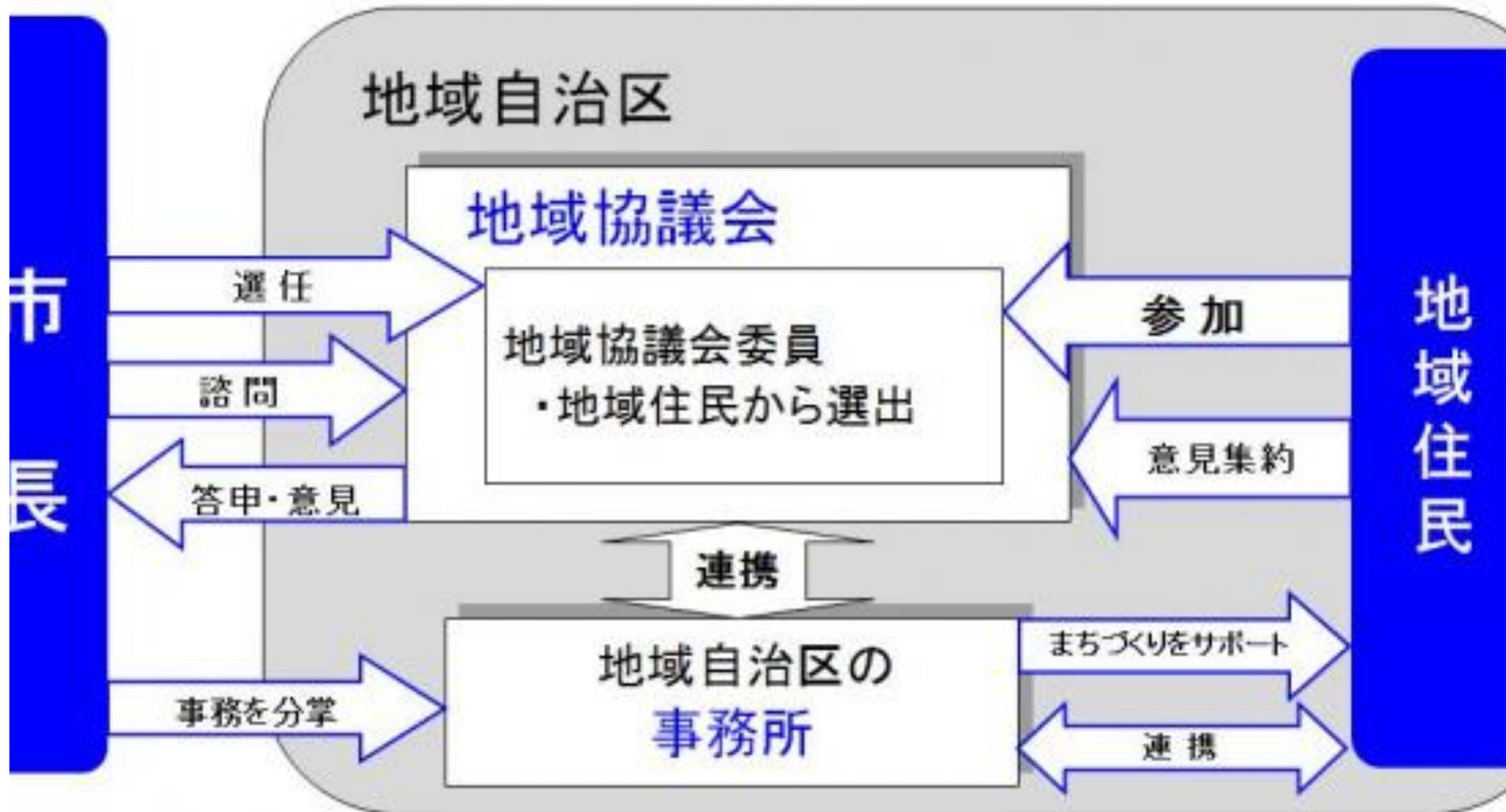


# 地方自治法改正で設置できる総合区の区割り8区案

総合区名 (仮称)	総合区役所の位置
第一区	淀川区役所
第二区	北区役所
第三区	福島区役所
第四区	城東区役所
第五区	西区役所
第六区	天王寺区役所
第七区	住吉区役所
第八区	平野区役所



# 区役所は地域自治区の事務所に



# 都市内分権の理論

- 都市内分権はミニ地方自治で良いか？
- 「有権者住民にとどまらない私人による参加」
- 「ひとつの突破口として公役務編成権と公私協働論の接合」(東北大、飯島淳子)
- 単なる民営化だけでなく「市民営化の視点」
- Cf大阪市、東区会の歴史 財産区、学校経営
- 小規模多機能自治の登場
- 地縁組織を超えて一住む人、通う人、企業、NPO、外国籍住民—国際化、ダイバシティ

# 総合区制度の活用

- 区長を特別職＝**副市長並み権限**、予算提案権、人事権、リコール対象
- 区の事務の条例化、効率化
- **独自性**の発揮 cf西成特区、中華街、生野コアタウン
- **区の財産管理権**—近隣公園、スポーツ施設、未利用地（芦原橋アップマーケット、マルシェ）
- **総合区予算委員会**（議会）隣接区で議会
- **住民代表者会議**のあり方 総合区地域自治区

# 総合区による都市内分権の形

現在の区役所は存続 24区を8区に統合 区長は特別職 総合区に移管される主な事務	子供・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 民間保育所の設置認可</li><li>▶ 児童いきいき放課後事業</li></ul>
	福祉	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 老人福祉センターの運営</li><li>▶ 生活保護の就労支援</li></ul>
	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 道路や公園の維持管理</li><li>▶ 放置自転車対策</li></ul>
	住民生活	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ スポーツセンターなどの市民利用施設の運営</li></ul>

# 総合区の可能性

懸案事項	評価
待機児童、保育所	○情報が区内に偏り、待機児童も偏在。総合区で調整ができやすい。
無認可保育所	認証サービス、質の見える化可能に。
ゴミ収集民営化	▲一体処理すべきだが、輸送、収集分離し中継地などを工夫、民間参入を促す。
公共施設の偏在、縦割り排除	○区ごとに整備し偏在。管理権区長に移り目的外使用が可能に。
未利用地の処分	○等価交換、まちづくり協定、地区計画決定の手法も使い、マネジメント可能。
市営住宅の空室利用	▲建て替え問題や空地の活用が可能
自立支援、就労支援	▲福祉事務所を超えた広域対応も可能。シェアハウス、空き家活用は今後の課題
学校選択や統廃合	○区長に次長権限はできないが、副区長に教育次長権限を持たせるなど可能

## **対案:**

**母都市の力の活用**

**フランス型大都市圏共同体の設立**

**二重行政解消—府県政令市調整会議**

**都市内分権—総合区の活用**